

新旧対照表

改 正	現 行												
<p>広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領の一部を次のように改正する。</p> <p>第2 総論</p> <p>1 研修の内容 研修の内容は、要綱第2条第1項に定めるとおりとする。</p> <p>2 受講対象者 受講対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）</td> <td>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</td> <td>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 研修の内容等</p> <p>(1) 研修の内容は、要綱別紙1及び別紙2に示すカリキュラム以上のものであること。また、事業者は、創意工夫を重ね、研修内容の充実及び質の向上に努めること。</p> <p>(2) 研修のカリキュラムは、原則として、講義、演習の順に作成することとし、それぞれが混在しないように実施すること。ただし、研修の質を高めるなど合理的な理由がある場合は、その順序を工夫して実施することについては差し支えないものとする。</p> <p>(3) 事業者は、研修の効果を高めるために、研修目的、シラバス、演習の基本的な展開方法、指導方法などを定めて実施すること。</p> <p>(4) 事業者は、受講者の出席を確認するために、出席簿等を備え付けること。</p> <p>(5) <u>教材は、カリキュラムの内容を学習するために適切と認められるものを選定すること。</u> <u>なお、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが、令和元年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研修」において本研修テキストを作成しており、成果物は特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークのホームページで公開しているので活用すること。</u></p> <p>附 則 (施行期日) この要領は、平成30年3月6日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	内容	受講対象者	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u>	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u>	<p>第2 総論</p> <p>1 研修の内容 研修の内容は、要綱第2条第1項に定めるとおりとする。</p> <p>2 受講対象者 受講対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）</td> <td>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>もしくは今後従事する予定のある者。</u></td> </tr> <tr> <td>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</td> <td>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>もしくは今後従事する予定のある者。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 研修の内容等</p> <p>(2) 研修の内容は、要綱別紙1及び別紙2に示すカリキュラム以上のものであること。また、事業者は、創意工夫を重ね、研修内容の充実及び質の向上に努めること。</p> <p>(2) 研修のカリキュラムは、原則として、講義、演習の順に作成することとし、それぞれが混在しないように実施すること。ただし、研修の質を高めるなど合理的な理由がある場合は、その順序を工夫して実施することについては差し支えないものとする。</p> <p>(3) 事業者は、研修の効果を高めるために、研修目的、シラバス、演習の基本的な展開方法、指導方法などを定めて実施すること。</p> <p>(4) 事業者は、受講者の出席を確認するために、出席簿等を備え付けること。</p> <p>(5) <u>教材は、カリキュラムの内容を学習するために適切と認められるものを選定すること。</u> <u>なお、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）テキスト」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）テキスト」を作成しており、成果物はホームページで公開されるので必要に応じて活用すること。</u></p> <p>附 則 (施行期日) この要領は、平成30年3月6日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要領による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「旧要領」</p>	内容	受講対象者	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>もしくは今後従事する予定のある者。</u>	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>もしくは今後従事する予定のある者。</u>
内容	受講対象者												
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u>												
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。</u>												
内容	受講対象者												
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>もしくは今後従事する予定のある者。</u>												
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 <u>もしくは今後従事する予定のある者。</u>												

- 1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「旧要領」という。）様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容は、この要領による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「新要領」という。）様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、その効力を有する。
- 3 この要領の施行の際に、現に旧要領第4条第1項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和3年3月31日までの間は、新要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容に代えて、旧要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容により、当該事業を行うことができる。
- 4 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行ったものから旧要領第5，1による修了証書の交付を受けた者は、新要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。

附 則
（施行期日）

この要領は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

という。）様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容は、この要領による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「新要領」という。）様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、その効力を有する。

3 この要領の施行の際に、現に旧要領第4条第1項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和3年3月31日までの間は、新要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容に代えて、旧要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容により、当該事業を行うことができる。

4 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行ったものから旧要領第5，1による修了証書の交付を受けた者は、新要領様式第2号の2（1）又は様式第2号の2（2）に定める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。